

岩手県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和4年岩手県告示第319号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年7月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手河川国道事務所管内
- 2 実施した期間 令和4年4月28日から同年12月16日まで
- 3 実施した公共測量の種類 航空レーザ測深